

2016 年度 名古屋大学 前期 日本史

問題 I 古代～中世の土地と銭貨

出題範囲	古代～中世の社会史
難易度	★★★★☆
所要時間	30分
傾向と対策	<p>第1問は、土地と銭貨をテーマに、それぞれの時代の土地制度やそれに連関する歴史事象を問う問題であった。普通の受験生の知識では太刀打ちできないと思われる問1、問2は相当な難問である。このように、受験生が解答できないことが予想される問題では、基本的な知識があれば解くことができる問4、問5をしっかりとおさえたいうえで、史料を活用し解答する問3にどこまで対応できるかが大事であった。名古屋大学では史料からの出題が例年続いている。歴史理解をしたうえで、歴史に関する思考力を深めるために史料にも苦手意識をもたずに普段からふれておこう。</p>

《この解説の使い方》

黒太字 …この試験で合格点を取るために必要な頻出語句を黒太字で記載した

赤字 …解答に関連する語句・内容および知識としておさえたい内容を赤字で記載した

青字 …この試験で合格点を取るためにおさえたい年号を青字で記載した

解答

A

問1 武蔵・周防・長門では銅が、陸奥では金が産出された。大仏像の建立や、貨幣の鑄造のために国家によって鉱物資源の開発が進められた。(62字)

問2 貨幣の元型を粘土板で挟んだもので鑄型をつくり、その中に溶けた金属を流し込んでつくられた。金属が固まったあと、鑄型から外し、形を仕上げた。(68字)

問3 1年を期限として周辺の農民に乘田を貸し出す賃租とよばれる経営方式をとっていた。春と秋に収穫の5分の1程度の地子を徴収した。(61字)

B

問4 日宋貿易の活発化に伴い、多くの宋銭が宋から輸入されたため。(29字)

問5 米などの現物に代わり、銭で年貢を納める銭納が広がった。(27字)

A

問 1 難易度：★★★★★

解答例

武蔵・周防・長門では銅が、陸奥では金が産出された。大仏像の建立や、貨幣の鑄造のために国家によって鉱物資源の開発が進められた。(62 字)

設問の要求

字数 14.5cm×2 行

主題 鉱物資源の開発のあり方

条件 奈良時代

資源名と地名を挙げる

解説

多くの教科書では十分な記述がないので、この問題は無理して解く必要はなく、知っていることだけを書くことができれば、十二分でであろう。教科書に記載されているレベルの情報としては、**武蔵・周防・長門の銅**もしくは**陸奥の金**がある。鉱物資源の開発のあり方について、より解答をふくらませるとしたら、大仏像の建立や、貨幣の鑄造を目的として国家が進めていたことも指摘できるだろう。

以上をまとめて解答しよう。

問 2 難易度：★★★★☆

解答例

貨幣の元型を粘土板で挟んだもので鑄型をつくり、その中に溶けた金属を流し込んでつくられた。金属が固まったあと、鑄型から外し、形を仕上げた。(68 字)

設問の要求

字数 14.5cm×2 行

主題 貨幣の作り方の工程

条件 奈良時代

図 1 を参照する

解説

まず教科書に載っている内容ではないので、設問の誘導通りに図 1 を参照する。図 1 の出土品がどのようなものか類推できれば、なんとか書く内容が決まったであろう。図 1 は、貨幣の鑄型である。その鑄型の中に溶かした金属を流し込み、貨幣を鑄造した。金属が冷えたのち錢貨を鑄型から外し、形を整え完成させた。試験本番にここまで想像をめぐらせることは困難であると思われるので、この問題に時間をかける必要はないだろう。ただ、設問要求にきちんと答えることだけは忘れないようにしよう。

以上をまとめて解答しよう。

問3 難易度：★★★★☆

解答例

1年を期限として周辺の農民に乘田を貸し出す賃租とよばれる経営方式をとっていた。春と秋に収穫の5分の1程度の地子を徴収した。(61字)

設問の要求

字数 14.5cm×2行

主題 史料にある土地の経営方式

条件 史料ア-1～3・史料イを参考にする

解説

リード文においては、土地の期限付き売買に関する文章に下線部が引かれている。それに関する史料ア・イから読み取れることを考えよう。ア-1では、公田は地域の地価に応じて賃租することが命じられている。ア-2では、公田は乗田であること、賃租は1年限りの土地の貸し借りの契約であること、春と秋に対価(地子)を払うことが定められている。ア-3では、公田は不輸租田であること、地子は2割であることが定められている。イにおいては、賃租は1年を限った契約にすることを命じている。ここにおいて、公田は朝廷が保有している田であり、乗田は班給後余った田である。経営方式を素直に解答するならば、賃租に関して説明をすればよい。賃租とは、1年を年限として周辺農民に土地を貸し与えることである。そして、土地を貸し与える代わりに地子とよばれる借料を徴収した。他にも、史料から読み取れることを解答にまとめてもよいが、あくまでも問われていることから解答が逸脱しないように気をつけよう。明確な解答がみえにくい問題ではあったが、史料から読み取れることを順に解答をまとめていけば、最低限の解答は作成できたのではないかな。

以上をまとめて解答しよう。

B

問4 難易度：★★★★☆

解答例

日宋貿易の活発化に伴い、多くの宋銭が宋から輸入されたため。(29字)

設問の要求

字数 14.5cm×1行

主題 多くの銭貨が流通するようになった理由

条件 平安時代末～鎌倉時代初頭

解説

平安時代末という問題文から平氏政権について思い浮かぶことが望ましい。その後、源頼朝(1147～99)が鎌倉に幕府を開き鎌倉時代へとつながるのである。平氏政権は平忠盛(1096～1153)以来日宋貿易の振興に力を入れていた。特に平清盛(1118～81)は現在の神戸市にある大輪田泊を修築し、宋の商人を積極的に招致した。この結果、宋船は多くの宋銭をもたらした。日本で多くの銭貨が流通するに至ったのである。ほかにも日宋貿易では陶磁器や織物・香料などが輸入された。また、日本からは金や水銀・硫黄・刀剣・漆器などが輸出された。そして

その貿易における利潤は平氏政権の経済基盤であったこともおさえておこう。

以上をまとめて解答しよう。

問5 難易度：★★★★☆

解答例

米などの現物に代わり、銭で年貢を納める銭納が広がった。(27字)

設問の要求

字数 14.5cm×1行

主題 新たに行われるようになった年貢納入方式

条件 平安時代末～鎌倉時代中後期

解説

鎌倉時代中期以降における商工業の全国的な発展や貨幣経済の発展を背景にして、年貢や公事を現物の米に代わって銭で納めることが多く行われるようになった。この時に使用される銭はほとんどが中国から輸入された宋銭であった。

以上をまとめて解答しよう。

(久米光仁, 浦地智暉)

2016 年度 名古屋大学 前期 日本史

問題 II 朝廷と幕府の関係

出題範囲	中世～近世の政治史
難易度	★★★☆☆
所要時間	20 分
傾向と対策	第 2 問は、中世から近世の朝幕関係を問う問題であった。朝廷と幕府の関係を論述する問題は頻出であるために、時代ごとに整理しておく必要がある。また、どの問題も教科書に記載があるものなので、教科書をよく読み、各用語とその内容をきちんと覚えておくことが求められた。

《この解説の使い方》

黒太字 …この試験で合格点を取るために必要な頻出語句を黒太字で記載した

赤字 …解答に関連する語句・内容および知識としておさえておきたい内容を赤字で記載した

青字 …この試験で合格点を取るためにおさえておきたい年号を青字で記載した

解答

- 問 1 御成敗式目は武家を対象としたものであり、これまでの公家法や律令を改めるものではない、という公家への配慮が示されている。(59 字)
- 問 2 (正式名称) 雑訴決断所
(機能の説明) 鎌倉幕府の引付を受け継いだ機関で、所領などに関する訴訟の裁決を行った。(35 字)
- 問 3 京都の警察権や民事裁判権、土倉や酒屋などに対する課税権などを吸収した。(35 字)
- 問 4 幕府は、後水尾天皇の紫衣勅許の乱発を禁中並公家諸法度違反として無効にし、反発した大徳寺の沢庵らを処罰した。この紫衣事件によって、勅許に対する法度の優位が明示された。(82 字)
- 問 5 光格天皇が、父である閑院宮典仁親王に太上天皇の尊号を宣下する認可を幕府に求めたが、松平定信はこれを認めず、再び宣下を求めた武家伝奏を処罰した。この尊号一件によって、朝幕関係が悪化した。(92 字)

問 1 難易度：★★★★☆

解答例

御成敗式目は武家を対象としたものであり、これまでの公家法や律令を改めるものではない、という公家への配慮が示されている。(59 字)

設問の要求

字数 14.5cm×2 行

主題 法秩序における鎌倉幕府の公家政権に対する配慮

条件 史料に表れている点について述べる

解説

史料は、北条泰時(1183～1242)が六波羅探題の弟・重時に宛てた書状であり、御成敗式目制定における方針が示されている。これを読んで、法整備の点から公家に対する鎌倉幕府の姿勢を読み取ることが求められている。明記すべきは、御成敗式目は武家に向けた法であって、これまでの公家政権における法体制を変えるものではないという点である。「武家の人へのはからひのためばかり」や「京都の御沙汰、律令のおきて、聊いささかもあらたまるべきにあらず」とあるように、御成敗式目は、律令や公家法とは独立した武家法であった。

以上をまとめて解答しよう。

問 2 難易度：★★★★☆

解答例

(正式名称) 雑訴決断所

(機能の説明) 鎌倉幕府の引付を受け継いだ機関で、所領などに関する訴訟の裁決を行った。(35 字)

設問の要求

字数 14.5cm×1 行

主題 「新決所」の機能

条件 「新決所」の正式名称を答える

下線部②に関する史料を踏まえる

解説

史料の『梅松論』は、足利尊氏(任 1338～58)の室町幕府設立を中心に書いた南北朝時代の戦記である。1333 年に鎌倉幕府が滅びたのち権力を掌握した後醍醐天皇(位 1318～39)は、建武の新政を行った。天皇は、諸国に国司と守護を置き、中央には雑訴決断所ざっそけつだんしょや記録所きらくしょを置いた。雑訴決断所は鎌倉幕府の引付とほぼ同じ役割を担う機関であり、所領問題などの訴訟を扱った。史料の「これは先代引付の沙汰のたつ所なり」などをヒントにすると、その前の「新決所」とは雑訴決断所のことだとわかる。

以上より、正式名称を述べ、その機能を簡潔にまとめよう。

問 3 難易度：★★★★☆

解答例

京都の警察権や民事裁判権、土倉や酒屋などに対する課税権などを吸収した。(35 字)

設問の要求

字数 14.5cm × 1 行

主題 室町幕府が吸収した京都の市政権

解説

1392 年、室町幕府 3 代将軍足利義満(任 1368～94)のもとで南北朝の合体が実現した。また義満は、京都の市政権や全国の段銭徴収権などの、朝廷がかつて握っていた諸権限を幕府のもとに収めた。こうした幕府権力強化策のうち、京都の市政権について問う問題である。京都の市政権とは、具体的には京都内の治安を維持する警察権や民事訴訟を裁決する権利、土倉・酒屋などへの商業課税権などを指す。これらの権利は長らく朝廷にあったが、義満がそれを幕府管轄下に移した。幕府権力を安定させるため、政権所在地であり、全国の商工業の中心であった京都における支配を強固にすることが必要だったのである。

以上をまとめて解答しよう。

問 4 難易度：★★★★☆

解答例

幕府は、後水尾天皇の紫衣勅許の乱発を禁中並公家諸法度違反として無効にし、反発した大徳寺の沢庵らを処罰した。この紫衣事件によって、勅許に対する法度の優位が明示された。(82 字)

設問の要求

字数 14.5cm × 3 行

主題 1627 (寛永 4) 年に起こった事件と歴史的意義

条件 下線部④に関する史料を読む

解説

史料は 1615 年に制定された禁中並公家諸法度の 1 部分で、紫衣の勅許をみだりに行わないよう規定する項目である。紫衣とは、高僧に与えられる紫色の法衣であり、これに関係する 1627 年の事件とは紫衣事件である。この内容と歴史的意義の説明が求められている。

紫衣事件とは、紫衣着用の勅許を届け出なく行っただとして、幕府が後水尾天皇(位 1611～29)の紫衣勅許を無効にし、それに抗議した大徳寺の沢庵らを処罰した事件である。これを契機として、1629 年、後水尾天皇は幕府に無断で明正天皇(位 1629～43)に譲位した。明正天皇が 2 代将軍徳川秀忠(任 1605～23)の孫であることもあって幕府は譲位を追認したが、摂家と武家伝奏に厳重な朝廷統制を命じた。この事件の歴史的意義は、幕府が勅許を無効にしたことで、幕府の法度が勅許に優先することが明示されたことである。このように、江戸幕府が朝廷の伝統的権威を利用しつつも制限を加え、全国支配を確立していったことは朝幕関係を理解するうえで欠かせない事項である。

以上をまとめて解答しよう。

問 5 難易度：★★★★☆

解答例

光格天皇が、父である閑院宮典仁親王に太上天皇の尊号を宣下する認可を幕府に求めたが、松平定信はこれを認めず、再び宣下を求めた武家伝奏を処罰した。この尊号一件によって、朝幕関係が悪化した。(92 字)

設問の要求

字数 14.5cm×3 行

主題 下線部⑤の事件

解説

18 世紀末、松平定信^{さだのぶ}(1758～1829)が老中を務めた時期に起きた政治的事件とは、1789 年の尊号一件^{そんごういっけん}のことである。光格天皇(位 1779～1817)が、皇位^{かんいんのみやすけひと}についたことのない父・閑院宮典仁親王に太上天皇(上皇)^{だいじょう}の尊号を贈りたいと幕府に同意を求めたところ、老中定信は強硬に反対した。武家伝奏は再び尊号宣下の認可を求めたが、本来武家伝奏は幕府側に協力すべき役職であるとして、定信は彼らを処罰した。これによって朝幕関係が冷え込み、幕府による朝廷統制が進んだ一方で天皇権力が増大していったことも確認しておきたい。

以上をまとめて解答しよう。

(下谷佳楠、浦地智暉)

2016年度 名古屋大学 前期 日本史

問題III 近世から近代の日英関係

出題範囲	近世～近代の外交史
難易度	★★★☆☆
所要時間	20分
傾向と対策	第3問は、江戸初期からワシントン会議までの日英関係について述べた文章をもとに、近世・近代の日本の外交史について幅広く問われる問題であった。問1は教科書の内容を押さえていればできる問題なので、確実に点数を取りたい。問4・問5は時代ごと、内閣ごとの出来事を整理して覚えているかが問われた。普段から年表などを活用し、歴史の流れを確認しながら学習を進めたい。

《この解説の使い方》

黒太字 …この試験で合格点を取るために必要な頻出語句を黒太字で記載した

赤字 …解答に関連する語句・内容および知識としておさえておきたい内容を赤字で記載した

青字 …この試験で合格点を取るためにおさえておきたい年号を青字で記載した

解答

問1 a 平戸 b フェートン号 c パークス d 四カ国条約 e 加藤友三郎

問2 シベリア鉄道建設といったロシアの極東進出に対抗するため。(28字)

問3 排外主義の高揚による義和団事件を受け、清国が列強に宣戦布告した。この北清事変に対し列強は清国を降伏させ、北京議定書を締結した。(63字)

問4 青島と山東省のドイツ権益を接収し、赤道以北のドイツ領南洋諸島を占領した。(36字)

問5 軍部が本土決戦を主張する中でソ連に和平交渉の仲介を依頼しようとして失敗し、ポツダム宣言を受諾して太平洋戦争を終結させた。(60字)

問1 難易度：★★★☆☆

解答

a 平戸 b フェートン号 c パークス d 四カ国条約 e 加藤友三郎

解説

a イギリスは1613年に江戸幕府から貿易を認められ、肥前の^{ひぜん}平戸^{ひらど}に商館を置いた。

b 1808年、イギリス軍艦^{だほ}フェートン号がオランダ船を^{だほ}拿捕しようと長崎湾内に侵入し、薪水や食料を強

奪していった事件が、**フェートン号事件**である。

- c 幕末期の日本政治に深くかかわった外国人として、イギリス公使**パークス**(1828～85)とフランス公使**ロッシュ**(1809～1900?)を覚えておきたい。パークスは清国から赴任し、**薩長に接近して幕府側のロッシュと対立した。**
- d **ワシントン会議**で締結されたおもな条約は、**四カ国条約**と**九カ国条約**、**ワシントン海軍軍縮条約**である。**日英同盟が破棄されたのは、太平洋諸島問題に関して米・英・日・仏の間で結ばれた四カ国条約である。**
- e **ワシントン会議**の日本全権で海軍大臣を務めていたのは**加藤友三郎**(1861～1923)である。ほかの日本全権は、駐米大使の**幣原喜重郎**(1872～1951)と貴族院議長の**徳川家達**であった。

問2 難易度：★★★★☆

解答例

シベリア鉄道建設といったロシアの極東進出に対抗するため。(28 字)

設問の要求

字数 14.5cm×1 行

主題 イギリスが日英通商航海条約を締結した理由

解説

不平等条約の改正は日本にとって大きな課題であり、何度も挫折しながら、**1894 年の日英通商航海条約**でようやく領事裁判権の撤廃がなされた。このように、なかなか改正に応じなかった欧米諸国のうち、イギリスがなぜ日本に歩み寄りをみせ、日英通商航海条約を結んだのかを問う問題である。

この問題のカギとなるのは当時のロシアの動きである。**領土拡大を目指し南下政策を進めるロシアは、シベリア鉄道を敷設するなど極東への進出も強めていた。一方、中国を中心とした東アジアの支配強化を目指していたイギリスにとって、こうしたロシアの接近は脅威となっていた。**そこでイギリスは、日本と手を結ぶことでロシアに対抗しようとしたのである。

こうした経緯を、簡潔にまとめて解答しよう。

問3 難易度：★★★★☆

解答例

排外主義の高揚による義和団事件を受け、清国が列強に宣戦布告した。この北清事変に対し列強は清国を降伏させ、北京議定書を締結した。(63 字)

設問の要求

字数 14.5cm×2 行

主題 列強の中国進出に対して中国国内で起こった事態とその結果

解説

列強による**中国分割**に対し、清国内でどのような事態が生じたかが問われている。まずどの年代の出来事を書けばよいか整理すると、傍線部直前に「日清戦争後」とあることから、**1894 年の日清戦争**のあと、つまり 1900 年前後に着目すればよい。この頃中国で起きた大きな事件は、**1900 年の義和団事件**と**北清事変**である。

義和団事件とは、「扶清滅洋^{ふしんめつよう}」をスローガンとする排外主義団体・義和団が、列強の中国進出に反対し、列国公使館を包囲するなどした事件である。これに呼応した清国政府が列国に宣戦布告したが、列国が送った連合軍に鎮圧された事件を北清事変とよぶ。列国は清国に対し北京議定書を結ばせ、多額の賠償金と公使館所在区域の治外法権、公使館護衛隊の駐留を認めさせた。

以上の内容をまとめて解答しよう。

問4 難易度：★★★★☆

解答例

青島と山東省のドイツ権益を接收し、赤道以北のドイツ領南洋諸島を占領した。(36 字)

設問の要求

字数 14.5cm×1 行

主題 第一次世界大戦時の日本の軍事活動

解説

日本は、日英同盟を根拠として第一次世界大戦に参戦し、ドイツに宣戦布告した。よって設問の「日本の軍事活動」とはおもにドイツを攻撃することであり、具体的には、中国におけるドイツの拠点である青島^{チンタオ}と山東省を占領したことで、赤道以北のドイツ領南洋諸島を攻略したことが挙げられる。大戦後のヴェルサイユ条約で、日本は山東省のドイツ権益を継承し、ドイツ領南洋諸島の委任統治権を獲得したこともあわせて確認しておきたい。また、それぞれの地図上の位置も参考書等でチェックしておこう。

以上の、青島・山東省と南洋諸島攻略の2点を明記して解答しよう。

問5 難易度：★★★★☆

解答例

軍部が本土決戦を主張する中でソ連に和平交渉の仲介を依頼しようとして失敗し、ポツダム宣言を受諾して太平洋戦争を終結させた。(60 字)

設問の要求

字数 14.5cm×2 行

主題 鈴木貫太郎内閣が果たした役割

解説

加藤友三郎の後任の海軍大臣のうち、米内光政^{よないみつまさ}(1880～1948)に着目し、さらに彼が海軍大臣を務めた鈴木貫太郎内閣(1945・4～45・8)について問う問題である。米内光政は、林銑十郎^{せんじゅうろう}内閣(1937・2～37・6)、第一次近衛文麿^{ふみまる}内閣(1937～39)、平沼騏一郎^{きいちろう}内閣(1939・1～39・8)の海相を務め、1940年には首相に就任した。その後鈴木内閣でも海相となると、穏健派として終戦に貢献した。

鈴木内閣が、ポツダム宣言受諾・太平洋戦争終結という重大な役割を果たしたことが解答のメインとなる。一方で軍部は本土決戦を主張し戦争継続を訴えていたこと、鈴木内閣はソ連を仲介とする和平工作を行ったが失敗したことも盛り込めるとよい。和平工作の失敗に関しては、1945年2月に行われたヤルタ会談においてすでにソ連の対日参戦が決定していたことを思い出したい。また、鈴木内閣はポツダム宣言を一度黙殺し、その結果、

広島・長崎に原子爆弾が投下されるなど本土襲撃が強まった。こうした状況を受け、昭和天皇(位 1926～89)のいわゆる「^{せいだん}聖断」によりポツダム宣言受諾が決定し、太平洋戦争が終わったのである。

以上より、日本の敗戦がほぼ確実となる中で鈴木内閣が戦争終結に尽力した過程をまとめて解答しよう。

(下谷佳楠, 金子智実)

2016 年度 名古屋大学 前期 日本史

問題IV 近世から近現代の教育

出題範囲	近世～近現代の文化史
難易度	★★★☆☆
所要時間	20分
傾向と対策	第4問も第3問と同じく、幅広い年代から問題が出題された。文化史の中でも教育に関する事項は勉強がおろそかになりがちだが、今回出題された内容は教科書に記載がある基本的なものだったので、書くべきポイントを落とさずに丁寧に回答したい。問2, 3はいくつかの変化のうち1つを取り上げて述べる形式であったが、自分が解答に盛り込まなかった項目についても確認しておこう。

《この解説の使い方》

黒太字 …この試験で合格点を取るために必要な頻出語句を黒太字で記載した

赤字 …解答に関連する語句・内容および知識としておさえておきたい内容を赤字で記載した

青字 …この試験で合格点を取るためにおさえておきたい年号を青字で記載した

解答

- 問1 蘭学は医学など実学を中心に発展した。幕府は蛮書和解御用を設けて研究を奨励した一方、幕政批判につながる思想などは厳しく制限した。(63字)
- 問2 義務教育が無償化され、期間が4年から6年になった。(25字)
- 問3 大日本帝国憲法において、天皇は神聖不可侵な国家権力の総攬者とされたが、日本国憲法では、政治権力をもたない国民統合の象徴とされた。(64字)
- 問4 近世後期は寺子屋で生活に必要な知識が教えられた。明治に入ると学制や学校令によって近代的教育機関が整備され、就学率が向上した。また、教育勅語の発布などにより政府の教育に対する統制が強まり、国家主義教育が進められた。戦後は、教育基本法や学校教育法により教育の民主化が行われた。(136字)

問1 難易度：★★★★☆

解答例

蘭学は医学など実学を中心に発展した。幕府は蛮書和解御用を設けて研究を奨励した一方、幕政批判につながる思想などは厳しく制限した。(63 字)

設問の要求

字数 14.5cm×2 行

主題 蘭学の展開とそれに対する幕府の対応

条件 江戸時代後期

解説

渡辺華山(1793～1841)の生きた江戸時代後期における、蘭学の展開と幕府の対応という 2 項目それぞれについて、記述すべきポイントをまとめていく。

まず、蘭学についてだが、始まりは 1774 年の『解体新書』出版にみられるように医学中心であった。その後伊能忠敬(1745～1818)などに代表される地理学や天文学の隆盛がみられ、科学技術の研究が盛んに行われた。このように蘭学は、思想面よりは実学を中心に発展していった。

幕府の対応については、実学として有用な蘭学の知識は有効に利用しようとした一方で、幕政批判などにつながる研究に対しては厳しく制限した点を明記したい。幕府は、天文方の高橋至時(1764～1804)に西洋暦をもとにした寛政暦をつくらせたほか、天文方に蛮書和解御用を設けて洋書の翻訳に当たらせ、蘭学研究を奨励した。ただしこの蛮書和解御用の設置も、蘭学者を幕府の目の届くところにおいて統制する意図があった。このように、新しい学問に対する幕府の警戒は強く、特に政治活動につながる思想にかんしては厳しい統制を行った。その例としては、幕府の対外政策を批判した渡辺華山・高野長英(1804～50)らが処罰された 1839 年の蛮社の獄が挙げられる。

以上のポイントを簡潔にまとめて解答しよう。

問2 難易度：★★★★☆

解答例

義務教育が無償化され、期間が4年から6年になった。(25 字)

設問の要求

字数 14.5cm×1 行

主題 教育制度上に現れた変化

条件 19 世紀末から 20 世紀初頭

変化の内容を 1 つ取りあげる

図 2 を参考にする

解説

19 世紀末から 20 世紀初頭にかけての教育制度上の変化について問われているので、この時期の教育制度の変遷を整理する必要がある。

まず 1872 年に学制が公布され、フランスの教育制度に倣って義務教育の普及が進められた。しかし学制の画

一的な政策は地方の実態に合わず、1879年に廃止されて**教育令**が公布された。その後、1886年には**森有^{ありのり}礼**(1847～89)文部大臣により**学校令**が公布され、学校体系が整備された。1890年に改正された**小学校令**には**4年間の義務教育が明記され**、1907年に**義務教育は6年に延長された**。また、1890年に**教育に関する勅語(教育勅語)**が発布されて教育に対する国家統制が強まり、1903年には**教科書が検定制から国定制となった**。さらに、図2において1900年前後で就学率が大幅に上昇しているが、これは**1900年の義務教育無償化**によるものであることも思い浮かべたい。

以上より、義務教育の期間延長、義務教育無償化、国定教科書のうちから1つ選んで解答しよう。また、設問には『『変化』の一つ』とあるが、模範解答のように複数の情報を1つの変化として記述してもよいものと解釈する。

問3 難易度：★★★★☆

解答例

大日本帝国憲法において、天皇は神聖不可侵な国家権力の総攬者とされたが、日本国憲法では、政治権力をもたない国民統合の象徴とされた。(64字)

設問の要求

字数 14.5cm×2行

主題 日本国憲法と大日本帝国憲法の相違点

条件 相違点を一つ挙げて説明する

解説

日本国憲法と大日本帝国憲法の相違点を述べる問題である。

1889年に発布された**大日本帝国憲法**は、天皇が制定した**欽定憲法**であり、**国家の統治者は天皇であった**。天皇は神聖不可侵とされ、**さまざまな天皇大権を有し統治権のすべてを握った**。一方、**日本国憲法**において**国家の主権は国民**にあり、国民が選挙によって直接運営する国会が「**国権の最高機関**」とされた。また、**天皇は政治的権力をもたない国民の象徴**となった。

日本国憲法は、**国民主権・平和主義・基本的人権の尊重**の3原則にもとづいており、**象徴天皇制**のほかにも、「**国際紛争を解決する手段**」としての戦争を放棄することや、**議会・内閣に関する規定**などが示されている。

以上の相違点のうち1つ以上をまとめて解答しよう。

問4 難易度：★★★★☆

解答例

近世後期は寺子屋で生活に必要な知識が教えられた。明治に入ると**学制**や**学校令**によって近代的教育機関が整備され、**就学率が向上した**。また、**教育勅語**の発布などにより政府の教育に対する統制が強まり、**国家主義教育が進められた**。戦後は、**教育基本法**や**学校教育法**により**教育の民主化**が行われた。(136字)

設問の要求

字数 14.5cm×4行

主題 初等教育の展開

条件 近世後期から戦後

図 1, 図 2, 図 3 の 3 つの資料を踏まえる

「学制」, 「教育勅語」, 「学校教育法」という語句を使用する

解説

近世後期から戦後という幅広い時代の、教育史の変遷を記述するよう求められている。3 つの資料と与えられた語句をヒントとして、①近世後期、②明治～戦前、③戦後の 3 つに分けて考えていこう。

①近世後期

江戸時代の庶民教育の中心となったのは、図 1 に描かれているような寺子屋である。寺子屋では、医師や町人が読み・書き・そろばんを中心に子どもたち（寺子）を指導した。

②明治～戦前

明治～戦前にかけては、近代的教育制度が整ったことと国家主義的教育の 2 つのポイントを述べたい。近代的教育制度の整備の詳しい変遷に関しては、問 2 の解説を参考にしてほしい。ここでは「学制」という語句が与えられていることから、学制や学校令によって近代教育システムが整い、図 2 にみられるような就学率向上につながったことを記述するとよい。また、指定語句に「教育勅語」とあるように、政府が教育に対する統制を行ったことも大切なポイントである。

③戦後

戦後には、教育基本法と学校教育法を中心に民主化政策が行われたことを明記したい。教育基本法は、教育の機会均等・義務教育 9 年制・男女共学などの基本方針を示し、学校教育法は六・三・三・四制を規定している。これらにもとづき、それまでの戦時教育が改められ、図 3 にあるような人間性の開発を主眼とした民主的教育が目指された。

以上の内容をまとめて解答しよう。

(下谷佳楠, 金子智実)